

第二十二條中「(正票)」ヲ削ル

第二十三條 削除

第二十四條中「第三號乃至第七號」ヲ「第三號及第四號」ニ改ム

第二十五條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 別表様式第三號表 調査期日後一ヶ月以内

二 別表様式第四號表 調査期日後二ヶ月以内

第二十六條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一乃至三、第三號、第四號

ヲ夫々別表ノ如ク改メ様式第三號附表及第五號乃至第七號ヲ削ル

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

國民服制式特例の公布

國民服制式特例は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民服制式特例 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十九號)

第一條 當分ノ内國民服ノ上衣及袴ノ地質ハ適宜トス

但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色、濃紺色又ハ白色(白色ハ暑熱ノ時期又ハ地方ニ於ケル場合ニ限ル)トス禮裝ノ場合ニ於ケル外套ニ付亦同ジ

第二條 當分ノ内黒革長靴ハ雨雪又ハ乘馬ノトキ以外ノトキト雖モ禮裝ノ場合ニ於テ之ヲ用フルコトヲ得

第三條 當分ノ内國民服ニ脚絆ヲ用フルコトヲ得

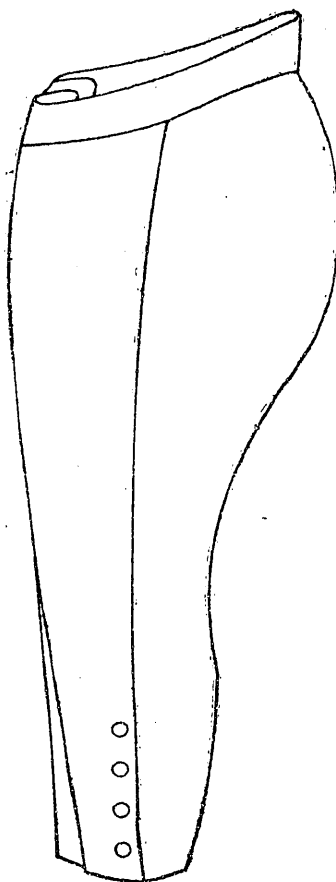
脚絆ノ地質ハ適宜トス但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色又ハ濃紺色トス

第四條 當分ノ内國民服ノ袴ハ長靴又ハ脚絆ヲ用フル場合ニ限り別表制式ノ短袴ト爲スコトヲ得

第五條 國民服令第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(別表)

短袴制式表	
地質	第一條ノ規定ニ依ル
製式	長サ膝上ニ止ム 裾口ヲ裂キ鈕各四箇ヲ附ス 左右ニ物入各一箇ヲ附ス 形状圖ノ如シ

民族研究所官制中改正の件公布

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年六月十五日勅令第四百九十七號)

民族研究所官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「所員 專任八人」ヲ「所員 專任十一人」ニ、「助手 專任八人」ヲ「助手 專任十一人」ニ、「書記 專任二人」ヲ「書記 專任三人」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

所長タル所員ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

食糧管理法施行規則中改正の件公布

食糧管理法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十八日勅令第四百九十九號)

第四條第一項中「前條ノ規定ニ依リ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキモノ以外ノ米麥」ヲ「第二條ノ證印ノ表シナキモノ」ニ改ム

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ
參酌シテ定ムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

外地に於ける米穀の生産獎勵に關する法律の公布

第八十二臨時議會の協贊を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に關する法律は、昭和十八年六月二十二日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

二關スル件 (昭和十八年六月二十二日法律第九十三號)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲ス爲」ヲ加ヘ「二十三億九千四百七十萬圓」ヲ「二十四億千四百十萬圓」ニ改ム

〔參照〕

昭和二年^{三月二十}九月^{十日}公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄錄

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要スル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵道買収ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十二日法律第九十四號)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年^{十二月十四}日^{公布}法律第九十四號^{臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別}「又ハ補給金」ヲ加フ

〔參照〕

昭和十六年^{十二月十四}日^{公布}法律第九十四號^{臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別}抄錄

第二條 移出又ハ輸出ヲ目的トシテ臺灣米穀移出管理特別會計ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ爲シタル場合ニ於テ當該米穀ニ付臺灣總督府特別會計ヨリ生産ヲ

確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府特別會計ニ繰入ルルコトヲ得

食糧増産に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒

食糧増産の爲の不耕作地、休閑地の活用と之に即應すべき全國各方面の勞力動員方策に關聯し、特に青少年學徒の勤勞動員方針について文部農林兩次官連名の昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれたが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。

通牒要旨

- 一、勞力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畑等については市町村農會、部落農業團體等をして共同耕作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力をなさしむることとし、これらの地元團體よりの要請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員し、これに協力せしむること
- 二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農場を食糧増産に集中して經營せしむるのほか、つとめて學校外の食糧増産に關する勤勞協力作業をもつてこれにあてしむることと措置すること
- 三、農村地域における國民學校高等科および初等科高學年兒童については農繁期において地元市町村農會の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せしむること